

## 災害時における応急物資の供給に関する協定書

中央区（以下「甲」という。）と一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会東京都支部（以下「乙」という。）とは、中央区内に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、区民生活の早期安定を図るため、医薬品、食料、生活必需品等（以下「応急物資」という。）の供給について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が中央区災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （要請）

第2条 甲は災害時における応急物資の供給の必要があると認めたときは、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした要請書をもって、乙の保有する応急物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請することができる。

- (1) 災害の状況及び供給を要請する事由
- (2) 供給を必要とする応急物資の種類及び数量
- (3) 物資運搬車両の確保
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

### （要請に対する協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な範囲で応急物資の供給に協力するものとする。

### （応急物資の範囲）

第4条 応急物資の範囲は、乙が甲から要請を受けた時点で乙が取り扱うことのできる商品を対象とする。

### （応急物資の価格）

第5条 乙が供給した応急物資の価格について、災害発生時に乙が保有する商品に関しては、災害発生直前の価格とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害により商品の価格が高騰した場合であって、価格が高騰した後に乙が仕入れ及び供給を行ったときの応急物資の価格は、引渡し時の価格とする。

(応急物資の引渡し)

第6条 応急物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙又は乙の指定する者が行うものとする。ただし、乙又は乙の指定する者による運搬が困難であるときは、甲の指定する者が引渡場所までの運搬を行うものとする。

2 甲は、乙の納品書に基づき、応急物資の数量等を確認の上、引渡しを受けるものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、供給された応急物資の代金及びその運搬費用を、乙の請求に基づき、速やかに支払うものとする。

(訓練)

第8条 乙は、甲から要請があった場合には、可能な範囲で甲が実施する訓練に協力するものとする。

(損害賠償)

第9条 甲又は乙はこの協定に基づき実施した事項に関して、相手方又は第三者に損害を与えたときは、それぞれの責めに帰すべき事由に応じて、その賠償の責任を負うものとする。ただし、災害時であること考慮してやむを得ない事情により損害が生じた場合は、甲乙協議の上、処理するものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、この協定に関する協力のため、災害時の連絡体制を整備する。

2 甲及び乙は、災害時において円滑な協力を図るため、甲の要請があったときは、毎年度定期的に相互の連絡体制を確認するものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからもこの協定を解除し、又は変更する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和6年12月20日

甲 東京都中央区築地一丁目1番1号  
中央区  
中央区長 山本 泰人

乙 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地  
KDX御茶ノ水ビル2階  
一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会  
東京都支部長 角谷 真司